最終更新日:2015年7月3日
株式会社テーオーシー
代表取締役社長 大谷 卓男
問合せ先:03-3494-2111
証券コード:8841
http://www.toc.co.jp/toc/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「社会に役立つ企業」という企業理念に基づき、お客様に「明るく、活力のある、和やかな」場を提供することにより、社会との調和
の上、お客様・テナントの皆様に喜ばれ、また、お役に立つことを使命とし、これをもって事業を推進いたしております。
このような経営の基本方針に基づき、企業価値の向上に向け、経営の健全性、透明性、効率性等の確保が重要であると位置づけ、そのための最
適なコーポレートガバナンスの構築に努めております。
株主様をはじめとする、すべてのステークホルダーを重視し、法令ならびに社会規範等の遵守のみならず、企業理念に基づく行動を実践するとともに、迅速かつ正確な情報開示に努め、経営の健全性、透明性を高め、コーポレートガバナンスの充実を図ることが重要であると考えております。
また、社外取締役、独立役員、社外監査役を選任し、適正、公正な経営判断がなされる体制の確保に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー(ケイマン)リミテッド	22,391,000	16.35
株式会社ニュー・オータニ	21,251,144	15.52
有限会社大谷興産	1,316,510	9.61
株式会社オオタニ・ファンド	6,427,750	4.69
有限会社大谷興産TO	5,734,000	4.18
新菱冷熱工業株式会社	4,966,000	3.62
大成建設株式会社	4,800,000	3.50
日本生命保険相互会社	2,912,154	2.12
株式会社みずほ銀行	2,630,592	1.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,290,200	1.67

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
稲葉　弘文	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
稲葉　弘文	○	＜社外役員の属性情報＞ 稲葉取締役が代表を務める企業と当社の間には賃貸取引等があるが、その取引額は極めて小額である。	長年にわたり株式会社サンキュージャパン及び三陽エンジニアリング株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、引き続き当社の経営を監督していただくため。また「有価証券上場規定施行規則第211条第4項第5号」等に定められるいずれの要件にも該当しない高い独立性があり、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立した立場で当社経営の監督を行う独立役員として、当社取締役会にて指定されている。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	なし

任意の委員会の有無	

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査計画、期末、各四半期の監査報告等の聴取等を行うとともに、当社経理部門等も交え、頻繁に情報交換、意見交換
を実施し、監査に関する意思の疎通を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長谷修嗣	他の会社の出身者									△				
飯倉 穣	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長谷修嗣		長谷修嗣氏は、当社の主要株主である株式会社ニュー・オータニに勤務していたが、同社を退職後10年以上経過しており、 「出身者」に該当しない。	長年にわたり株式会社ニュー・オータニの経理部門において経理業務を務めており、同社経理部長を歴任するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するため。
飯倉 穣		飯倉穣氏は、当社の借入先である日本政策投資銀行に勤務していたが、同行を退職後10年以上経過しており、「出身者」に該当しない。	金融機関などでの豊富な職務経験、東京都市開発株式会社等での役員経験などで培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査役の別に、各々総額表示にて開示しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬・賞与につきましては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、役員の役位、在勤年数などをもとに基準を定めた内規をベースとして、当期の業績及び業績への各人の貢献度等を勘案し、取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役会の協議により決定しております。
退職慰労金につきましては、当社会計方針の通りの算定方法としております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬・賞与につきましては、株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、役員の役位、在勤年数などをもとに基準を定めた内規をベースとして、当期の業績及び業績への各人の貢献度等を勘案し、取締役は取締役会の決議により、監査役は監査役会の協議により決定しております。
退職慰労金につきましては、当社会計方針の通りの算定方法としております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

事務管理部門より、事前に各会議関する資料を配布するとともに、各会議での議事の内容等に関する事後報告を定期的に実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

取締役会は、社外取締役・独立役員を含む全取締役9名で構成し、法令及び定款で定められた事項や経営に関する重要事項について審議・決議するとともに、取締役の職務執行状況の監督を実施しております。また、取締役8名と常勤監査役を含む9名で構成する常勤役員会を開催し、変化する経営環境にスピーディーに対応するため、経営に関する基本問題や重要事項についての決議あるいは、意見交換を行い、取締役会の意思決定を補完しております。
その他、常勤監査役を含む役員8名及び各事業部門の部（課）長等の幹部社員で構成する経営幹部会、各事業部門、関連会社会議を実施しております。
取締役候補者の選定については、これまでの経験・業績・知見等を勘案し、取締役会において決定しております。
報酬につきましては、役員の役位、在職年数などをもとに作成した内規をベースとして、当期の業績及び業績への各人の貢献度等を勘案し、取締
役会の決議により決定しております。
監査役は3名、2名が社外監査役で、取締役会、常勤役員会その他の重要な会議に出席し、意見を述べ、重要な書類のの閲覧等を適宜実施し、取締役の職務執行の監査を実施しております。
会計監査につきましては、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法監査と金融商品取引法監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行する公認会計士は、御子柴顯氏及び美久羅和美氏であります。その他、会計監査業務に係わる補助者である公認会計士

等が複数名監査に携わっております。
上記のように当社は、社外取締役・独立役員を選任するとともに、監査役に社外監査役を複数選任することにより、一般の株主様と利益相反の生
じる恐れのない独立した立場により、多角的な視点から、経営に関する監督、監査が十分に実施される体制をとっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在監査役会設置会社であり、社外取締役1名を選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会の招集通知、適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	事務管理部門担当役員を統括責任者として、事務管理部門にIR部門を設けております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。
＜1＞当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
イ. 当社は、社訓並びに経営の基本方針に則った「企業行動規範」を制定し、当社及び子会社の代表取締役がその精神を役職員に伝達し、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
ロ. 法令等の遵守については、「コンプライアンス基本規程」を制定し、コンプライアンスに関する規範体系を明確にし、組織体制として役職員等の役割を定め、当社グループ内のコンプライアンス体制の確立を図る。
ハ. 法令等遵守の統括部署として設置された内部監査室を、事務管理部門がサポートし、一定の重要な意思決定を行う事項については、同部門で事前に適法性等を検証する。
ニ. 取締役の職務執行が適正、かつ効率的に行われる体制として、職務権限規程、業務分掌規程等を整備する。
ホ. 内部監査室は、適切な業務運営体制を確保すべく、内部監査を実施する。また、法令上疑義のある行為等について、職員が社外の「内部通報センター」（内部通報窓口）に直接情報を提供する。内部通報窓口は、通報を受けた場合、直ちに調査し、法令違反行為等が行われていることを確認したときは、直ちに社長に報告する。
＜2＞当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき文書に記録し保存、管理する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。
また、「関係会社文書管理規程」に基づき、子会社の取締役等は、子会社における法定の議事録の写し等の文書を当社に提出することにより、子会社の取締役等の業務執行に係る事項を報告する。また、当該資料については、当社の取締役、監査役が常時閲覧することができるものとする。
＜3＞当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
イ. リスク管理については、「リスク管理規程」を制定し、安全管理推進室及び内部監査室を中心にリスク管理体制を構築する。
ロ. 安全管理推進室及び内部監査室は、各部門担当取締役の業務に係わるリスク管理を把握し、必要に応じて支援提言を行う。
ハ. 内部監査室は、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
ニ. 不測の事態が発生した場合には、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、損害の拡大を防止し、最小限に止める体制を整備する。
＜3＞.当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、以下の経営システムを用いて事業の推進に伴うリスクを継続的に監視する。
イ. 当社の経営方針及び経営戦略に係わる重要事項については、月1回開催される取締役会において審議する。また、子会社の取締役会においても定時取締役会及び随時開催される臨時取締役会にて経営の重要事項及び個別案件の決議を適時行うものとする。
ロ. 目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るため、全社及び各事業グループの目標値を年度予算として策定し、それに基づく業務管理を行う。
ハ. 業務運営の状況を把握し、その改善を図るために内部監査を実施する。
＜4＞当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社グループにおける統一的なリスク管理体制を確立するための指針を定める。
ロ. 主要な子会社には、当該会社に役員を派遣し、子会社の管理・監督を行う。
ハ. 関係会社に対する監査役会（もしくは内部監査室）による調査・監査実施の体制を構築する。また、監査役会は、調査・監査の結果を踏まえ、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
ニ. 子会社が当社からの経営管理、経営指導等で、法令違反等が認められた場合は、内部監査室は直ちに監査役会に報告を行うと同時に、意見を述べることができるものとする。
＜5＞.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、監査役を補助するための部署として設置した内部監査室所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
＜6＞監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役を補助すべき職員の人事異動、評価、任命、解任等については、事前に監査役会の同意を得た上で取締役会にて決定することとし、当該使用人は他の部署を兼務せず、監査役の指示にのみ従うことにより、取締役からの独立を確保するものとする。
＜7＞取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役及び職員は以下の事項について、監査役会に報告する。
イ. 常勤役員会で決議された事項。
ロ. 当社及び当社グループの業務または業績に重大な影響を及ぼす事項。
ハ. 内部監査室が実施した内部監査の結果。
ニ. 企業倫理に関する内部監査室に対する通報の状況。
ホ. 上記のほか監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項。
子会社の役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、上記イからホの事項について、当社の監査役会に報告する。
上記イからホの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取り扱いをしてはならないものとする。また、グループ内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由としたことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしてはならない。
＜8＞監査役の職務の執行について生じる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の遂行に必要ではないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じるものとする。
＜9＞その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
イ. 監査役は、必要に応じて内部監査室、安全管理推進室に対して、必要な調査・報告等を要請することができ、常勤役員会その他の重要な会議等に出席できる。
ロ. 監査役会と代表取締役、会計監査人との間に定期的な意見交換会を設定する。
＜10＞.反社会的勢力との関係遮断
イ. 当社は反社会的勢力とは断固として関係を持たないものとする。また、反社会的勢力から接触を受けた場合は、直ちに所轄の警察等の機関に情報を提供するとともに、暴力的な、また不当な要求に対しては、警察及び弁護士等を含め外部機関との連携の上遮断を実施する。
ロ. 当社は大崎地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、その他に所轄警察署等から関連情報を収集して、不測の事態に備え最新の動向を把握するよう努める。また、これらの勢力に対する社内体制については、反社会的勢力排除に係わる対応統括部署及び不当要求防止責任者を設け、社内各部署にも担当者を配置するとともに、必要に応じて警察及び弁護士等の外部機関と連携し対処する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ. 当社は反社会的勢力とは断固として関係を持たないものとする。また、反社会的勢力から接触を受けた場合は、直ちに所轄の警察等の機関に情報を提供するとともに、暴力的な、また不当な要求に対しては、警察及び弁護士等を含め外部機関との連携の上遮断を実施する。
ロ. 当社は大崎地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、その他に所轄警察署等から関連情報を収集して、不測の事態に備え最新の動向を把握
するよう努める。また、これらの勢力に対する社内体制については、反社会的勢力排除に係わる対応統括部署及び不当要求防止責任者を設け、社内各部署にも担当者を配置するとともに、必要に応じて警察及び弁護士等の外部機関と連携し対処する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――